

茨木市立平田中学校学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

（生徒の健全な成長の確保）

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する）
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。（教員の多忙化解消・負担軽減）
- 全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- 体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

①活動時間

- ・部活動の門限時間については顧問の指示に従うこと。ただし、その場合も6時30分を最終門限とする。
- ・顧問がつけないとき等は、4時50分を活動の門限とする。
- ・定期考査1週間前から練習停止。(公式試合が重なった場合は1時間程度活動してもよい)

②全ての活動は、顧問の指示のもとで行う。

③万一、事故が発生した場合には直ちに練習を中止し、教師に連絡する。(大きなケガの場合は、その場を動かさない)

④部室での飲食、放課後の買い出し、下校途中の飲食や寄り道はしない。

⑤対外試合・発表会などへの交通費は、原則として個人負担とする。

⑥部費を徴収する場合がある。(ただし、消耗品等多い部活動は、追加徴収もある)

⑦部を廃止する場合は、顧問不在か、存続不能(活動していない状態等)と判断される場合であり、また、年度途中でも在籍部員がいなくなった場合は、その時点で廃部とする。

6. その他

この活動方針は毎年見直しを行う。